

政令第二百二十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第七十四条の二第十項において準用する同法第四十五条の二第五項及び同法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4 法第七十条第二項の規定に基づき作成する計画についての第一項の規定の適用については、同項第二号及び第三号中「又は知的障害者」とあるのは、「知的障害者又は法第六十九条に規定する精神障害者」とする。

第五条（見出しを含む。）中「第三十八条第二項」を「第三十八条第四項」に改める。

第十条の見出しを「（法第四十三条第四項及び第四十五条の二第五項の政令で定める数）」に改め、同条中「第四十三条第三項及び第四十五条の二第四項（法第四十五条の三第五項）を「第四十三条第四項及び第四十五条の二第五項（法第四十五条の三第六項）」に、「第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項」を「第五十条第四項、第五十四条第五項、第五十五条第三項及び第七十四条の二第十項」に改める。第十条の二（見出しを含む。）中「第四十三条第四項」を「第四十三条第六項」に改める。

附則第二項中「（一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、法第四十三条第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員を除く。）」を削り、「百分の十五」を「百分の二十五」に改め、附則中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とする。

附則第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を附則第七項とし、附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 附則第二項の職員の総数の算定に当たっては、法第三十八条第二項に規定する短時間勤務職員は、その一人をもつて、同項の厚生労働省令で定める数の職員に相当するものとみなす。

別表第四を次のように改める。

別表第四（附則第五項関係）

基準割合	除外率
百分の九十五以上	百分の七十五
百分の九十以上百分の九十五未満	百分の七十
百分の八十五以上百分の九十未満	百分の六十五
百分の八十以上百分の八十五未満	百分の六十
百分の七十五以上百分の八十未満	百分の五十五
百分の七十以上百分の七十五未満	百分の五十
百分の六十五以上百分の七十未満	百分の四十五
百分の六十以上百分の六十五未満	百分の四十
百分の五十五以上百分の六十未満	百分の三十五
百分の五十以上百分の五十五未満	百分の三十

百分の四十五以上百分の五十未満	百分の二十五
百分の四十以上百分の四十五未満	百分の二十
百分の三十五以上百分の四十未満	百分の十五
百分の三十以上百分の三十五未満	百分の十
百分の二十五以上百分の三十未満	百分の五

附 則

この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。